

男女共同参画推進に向けての基本理念・基本方針

国立大学法人香川大学

平成22年10月18日制定

「基本理念」

我が国における男女共同参画の推進は、男女共同参画社会基本法(平成11年6月制定)に謳われた「男女が、互いにその人権を尊重しつつ責任も分かち合い、性別にかかわらず、その個性と能力を十分に発揮することができる」社会の実現を目指している。

香川大学は、男女共同参画を積極的に推進し、すべての構成員が多様性を認め、支えあい、性別を問わず各自の能力等を十分に発揮できる環境を整備するとともに、地域の男女共同参画の取組への波及を図ることにより、「香川大学憲章」に基づいて、「地域の知の拠点」としてのさらなる飛躍をめざすものである。

「基本方針」

- 1 男女共同参画に向けて、地域と協働し学内外の意識の醸成を推進する。
- 2 専門分野における学部・大学院の女子学生、女性研究者の育成を積極的に行う。
- 3 男女共同参画を阻害する要因の見直しと除去に取り組む。
- 4 各ライフステージにおける修学・就業と妊娠・出産・育児・介護などとの両立支援を図る。
- 5 教育研究等の充実を目指しつつ、ワークライフバランスに配慮した雇用環境を整備する。

優秀な女性研究者を確保、増加させるために
各部局の教員公募で取り組んでいく事項について

香川大学男女共同参画推進委員会
平成22年10月18日

教員公募に際して、全国から女性研究者の応募を促進し、優秀な女性研究者を確保、増加させていくために、本学では下記を教員公募要領に明記していくこととする。

○ 香川大学は男女共同参画を積極的に推進しており、選考にあたって業績（教育業績、研究業績等）及び人物の評価等において同等と認められる場合は、各学部等のジェンダーバランスに配慮して採用します。

本学教職員が教育・研究等と育児等を
両立させていくための配慮について

香川大学男女共同参画推進委員会
平成22年10月18日

香川大学では男女共同参画推進の基本方針に基づき、教職員が教育・研究等と育児等(介護も含む)を両立させていくために、本学では、下記の事項に関して配慮していくこととする。

○ 勤務への配慮

- ① 本部、部局等が開催する会議で育児等に取り組む教職員が参画するものについて、夕方17:30以降はできるだけ開催しないこと。
- ② 育児等に取り組む教職員より申し出があった場合には、教育・研究活動以外の業務負担の軽減に努めること。
- ③ 育児等に取り組む教職員がやむを得ない事情により会議の欠席・早退・遅刻、業務の代替等を求める場合にはできる限りの配慮を行うこと。(授業・会議の時間帯調整、代理出席の配慮、出席を強制しないなど)